



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

- NEWS1. 女性活躍加速化助成金
- NEWS2. 書籍の紹介
- NEWS3. 扶養控除等申告書のマイナンバー

NEWS1. 女性活躍加速化助成金

厚生労働省は、女性が活躍しやすい職場環境の構築などに取り組む企業を支援するため**女性活躍加速化助成金**の運用を開始しました。

数値目標の達成のための取り組みをはじめると申請できる「**加速化Aコース**」と、数値目標を達成すると申請できる「**加速化Nコース**」の**2段階**があります。何れも1企業30万円1回限りの支給です。

<助成金支給の4ステップ>

- [ステップ1] 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、ポジティブ・アクション応援サイトで公表。
- [ステップ2] 策定した行動計画を都道府県労働局へ届出、労働者へ周知、公表や女性の活躍に関する情報公表。
- [ステップ3] 数値目標の達成に向けた取組を実施し、取組目標を達成する。
- [ステップ4] 数値目標を達成し、達成状況をポジティブ・アクション応援サイトで公表。

中小企業はステップ3の時点で、この助成金の**加速化Aコース**の支給申請が可能となり、すべての企業は**ステップ4**の時点で、**加速化Nコース**の支給申請が可能となります。なお、加速化Aコースは、行動計画期間内に目標を達成し、取組目標達成日の翌日から2ヶ月以内に支給申請が必要となります。また、加速化Nコースは、取組目標達成日の翌日から3年以内に目標を達成し、数値目標達成の日から2ヶ月以内に支給申請をしなければなりません。

参考リンク: 厚生労働省「事業主の方への給付金のご案内」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

NEWS2. (書籍の紹介)

コーチングとは「信じること」 エディージョーンズとの対話

ラグビー弱小国・日本は、なぜ世界と戦えるようになったのか――。
先日の日本代表の南アフリカ戦の勝利は奇跡ではなく狙って勝ったと理解できます。
プロのコーチングはビジネス」と言い切り、「コーチングはアート」とも語るジョーンズ氏
「どのように伝えれば効果があがるのか」という考え方はいわばコミュニケーション戦略にもつながり、職場や家庭でも役立つでしょう。
この本はまさに今読むべき本だと思いますが、日本代表の大活躍によりあらゆる書店で品薄・品切れ状態が続いているそうです。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。
お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480
0563-57-7850

Question

平成27年中に平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書の提出を受ける際に、従業員がマイナンバーの記載を拒んだ場合はどうすればいいですか。

Answer

平成27年中に提出する扶養控除等申告書については、法令上、個人番号の記載義務はありませんので、従業員がその記載を拒んだ場合は、記載を強制することはできません。



【解説】

1 平成27年中に提出する平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書

平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書は、平成28年1月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してもらう必要がありますが、平成27年中に扶養控除等申告書の提出を受ける場合であっても、平成28年分の給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)に記載するために、従業員等に個人番号の記載を求めても差し支えありません。

その際に、従業員が記載を拒んだ場合、平成27年中に提出する扶養控除等申告書については、法令上、個人番号の記載義務はありませんので、記載を強制することはできません。

従業員がまだ通知カードを受領していない場合は、空欄のまま構いません。この場合、平成28年分の源泉徴収票を作成するまでに、別途従業員から個人番号を取得する必要があります。

平成27年中に個人番号のない扶養控除等申告書を受領した場合、平成28年以降に個人番号を補完記入してもらう必要はありませんが、平成28年分の給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)を作成するため、平成27年中に提出された扶養控除等申告書に個人番号の補完記入を求めても差し支えありません。また平成28年末に提出を受ける平成29年分の扶養控除等申告書に記載された個人番号を使用することとしても差し支えありません。(平成29年分から扶養控除でなくなった者がいる場合には、当該扶養親族の個人番号については別途取得が必要です。)

扶養控除等申告書の様式については、法令で定められているものではないため、法定記載事項を充足していれば適宜の様式を用いることが出来ますが、平成28年分からは個人番号欄のほか、国外居住親族に係る記載事項が追加されていますので、御注意下さい。

2 平成28年1月以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書の個人番号の記載は、法令で定められた義務であることを説明し、個人番号の提供を求めることとなります。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

参考資料等

国税庁 源泉所得税関係に関するFAQ

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850